

埼玉県中小企業制度融資の 令和7年度改正点について

産業労働部 金融課

本日の内容

- 1：令和7年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 設備投資促進資金の見直しについて
 - (3) 経営あんしん資金の見直しについて
 - (4) 融資利率の変更について
 - (5) その他の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等
- 3：その他連絡事項

本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について 

(2) 設備投資促進資金の見直しについて

(3) 経営あんしん資金の見直しについて

(4) 融資利率の変更について

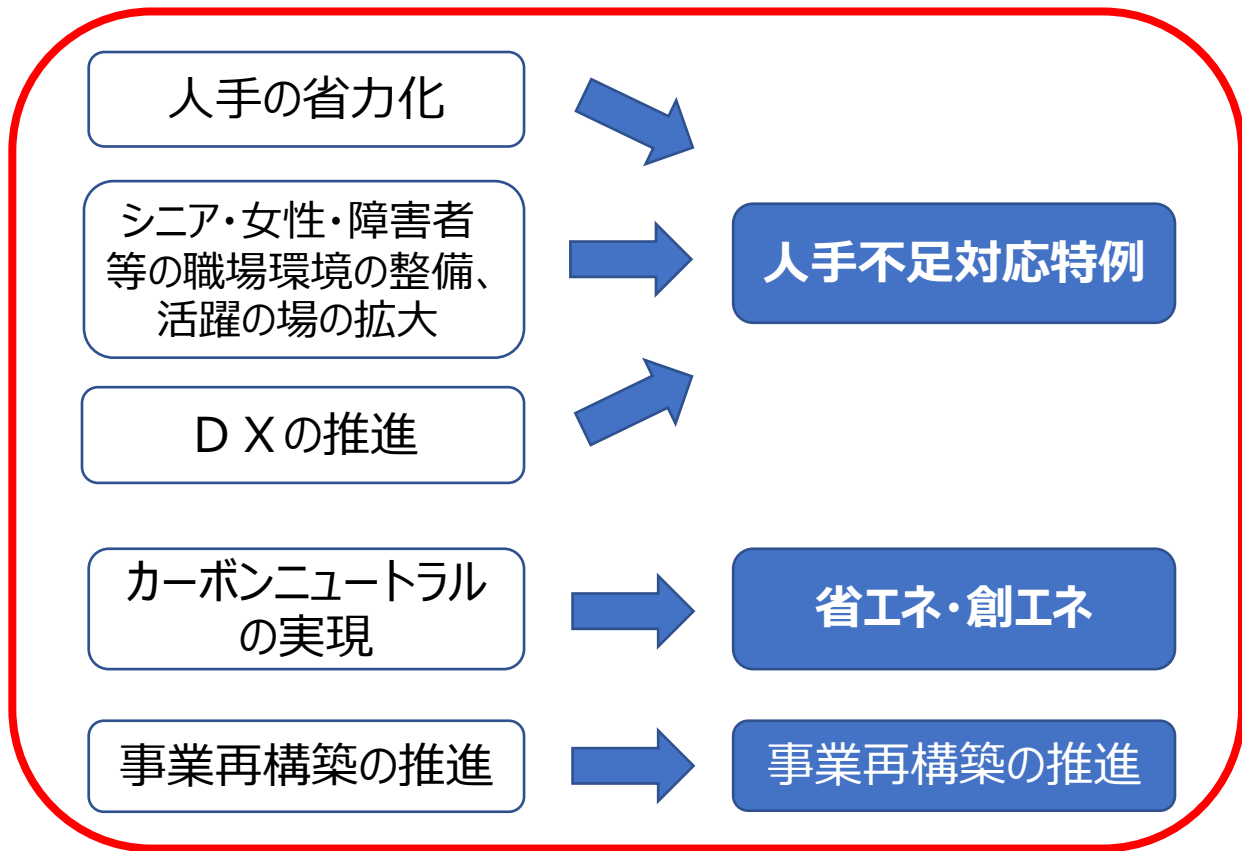
(5) その他の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1－(1) 令和7年度の主な改正イメージ

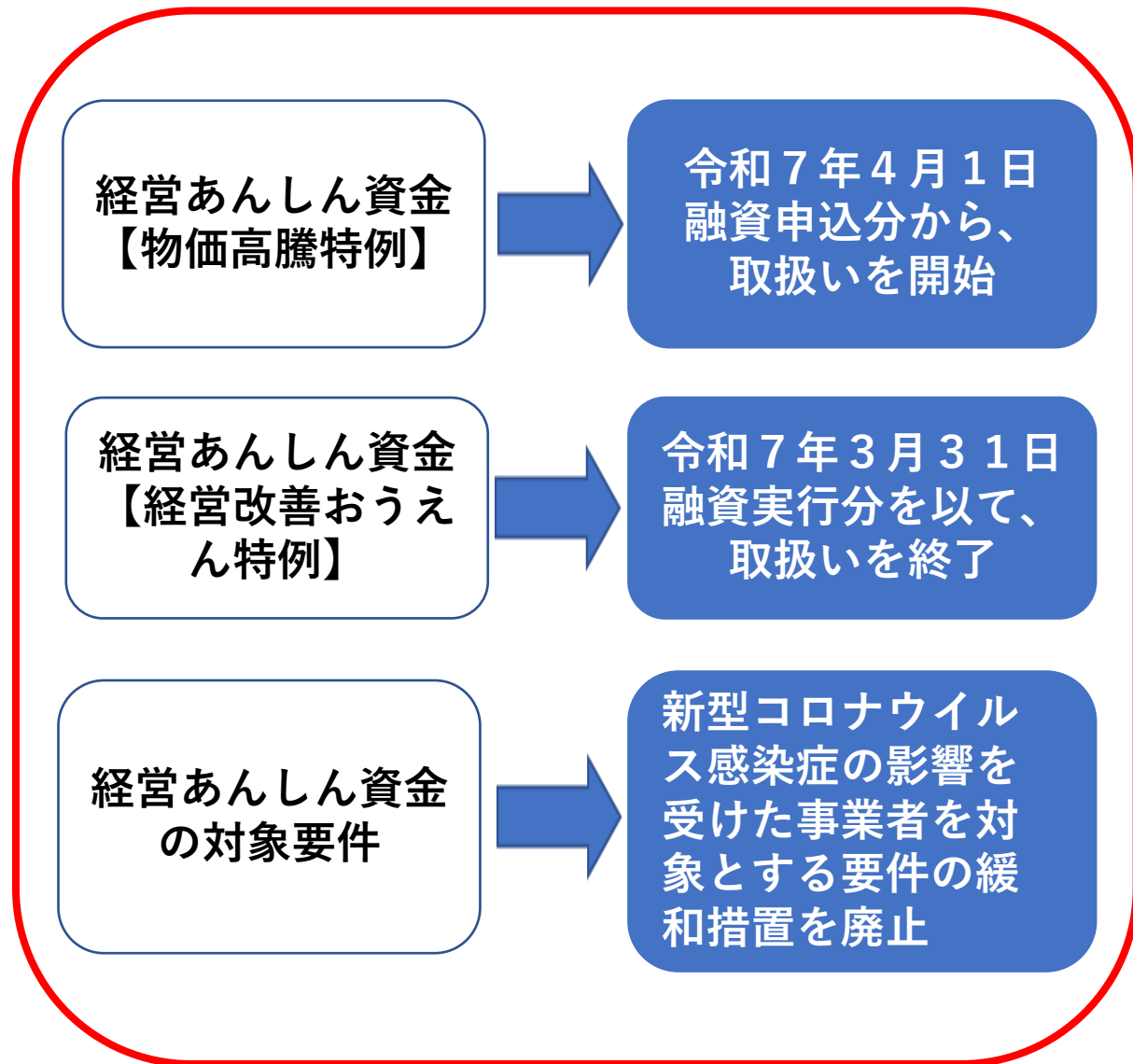
設備投資促進資金の見直し



企業パワーアップ資金の融資対象要件の拡充

- 融資対象者に求償権消滅保証を利用し事業再生を図ろうとする者を追加

経営あんしん資金の見直し



本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 設備投資促進資金の見直しについて 

(3) 経営あんしん資金の見直しについて

(4) 融資利率の変更について

(5) その他の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1 – (2) – ① 設備投資促進資金の見直しについて

	令和7年度	令和6年度
対象者要件	1 次のア～ウのいずれかに該当すること。 ア 人手不足の解消又は緩和のための設備投資を行う者 【人手不足対応特例】 イ 省エネ・創エネにつながる設備投資を行う者 ウ 事業再構築の推進のため補助金*を受けて設備投資を行う者 *「補助金」：次の（ア）～（ウ）に掲げるものに限る （ア）「中小企業新事業進出補助金」 経済産業省の中小企業等新事業進出補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金 （イ）「中小企業等事業再構築促進補助金」 経済産業省の「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けた補助事業者に対する補助金 （ウ）その他知事が認める補助金	1 次のア～オのいずれかに該当すること。 ア 人手不足の解消又は緩和のために、人手の省力化につながる設備投資を行う者 イ シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備や、活躍の場を拡大するために設備投資を行う者 ウ カーボンニュートラルの実現につながる設備投資を行う者 エ DXの推進のための設備投資を行う者 オ 事業再構築の推進のため補助金*を受けて設備投資を行う者 *「補助金」 次の（ア）又は（イ）に掲げるものに限る （ア）「中小企業等事業再構築促進補助金」 経済産業省の「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けた補助事業者に対する補助金 （イ）「埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金」 埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金

1 - (2) - ② 設備投資促進資金の融資条件の見直しについて

	【人手不足対応特例】	省エネ・創エネ	事業再構築の推進
融資限度額	設備資金 1 億 5, 0 0 0 万円（一部 2 億円＊） 運転資金 5, 0 0 0 万円		
融資期間	設備資金 1 0 年以内（一部 1 5 年以内＊）（据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内（据置 2 年以内）		
融資利率	年 1. 2 ～ 1. 6 %以内	年 1. 3 ～ 1. 7 %以内	
保証料	年 0. 4 5 %～ 1. 6 4 %以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は 0. 2 5 %又は 0. 4 5 %が上乗せとなる。		
利子補給率	0. 6 %	0. 5 %	

＊土地取得資金又は建物建築・取得資金を含む場合に限りです。

1－(2)－③ 設備投資促進資金【人手不足対応特例】の対象となる事例

対象分野・分類		想定される事業・投資例
ア 人手不足の解消又は緩和	人手の省力化	・飲食店の配膳ロボット、自動調理器、食洗機、券売機 ・工場等での作業工程の機械化や業務プロセスの見直しに要する設備（作業工程を全て機械化する必要はなく、一部機械化でも可。） 例）自動加工設備、各種作業用ロボット、ライン再配置、リフト設置
		・これまでより、業務効率化が図れる設備の導入 ・人の代替となるＡＩやＩＯＴの活用に対する投資 など 例）経理、販売管理、温度管理等各種システム化、センサー等の導入
	従業員の職場環境の整備や活躍の場の拡大	・力仕事が必要な業務を改善し、省力化や機械化するための設備 ・重量物を運びやすくするための電動アシスト機能付設備の購入 ・シニアの方でも操作がしやすいタイプの設備の導入（キーボード→タッチパネル入力など） ・バリアフリー化のほか、障害者の方が働きやすくなるための、障害特性に応じた職場環境の改善（スロープ、自動ドア、車いす対応トイレの設置） ・女性専用のトイレや休憩室などの設置 ・子育て中や介護をしている人も参加できるWEB会議システムの導入 など
		・新たなサービスや価値の創出、生産性向上や事業拡大などにつながるデジタル技術を活用した設備 例）不良品を自動で検査するカメラ検査機の導入、品質管理や作業工程管理システムの導入、業務効率化のためのＲＰＡの導入、路拡大のため顧客管理支援システムやマーケティング支援システムの導入
イ 省エネ・創エネ	省エネ	・省エネルギー製品の開発又はその部品の製造等に係る設備の導入、省エネ改修に係る設備の導入
	創エネ	・再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス等）の有効利用を目的とした製品開発又はその部品の製造等に係る設備の導入 ・再生可能エネルギーに係る設備の導入
	サーキュラーエコノミー	・再生可能な原料への転換に係る設備投資 ・再資源化に係る設備投資（食品廃棄物、廃太陽光パネル等）
	その他	・次世代自動車や蓄電池等の部品の製造に係る設備の導入、蓄電システムに係る設備の導入

本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 設備投資促進資金の見直しについて

(3) 経営あんしん資金の見直しについて 

(4) 融資利率の変更について

(5) その他の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1－(3)－① 経営あんしん資金【物価高騰特例】の融資対象者要件

○ 経営あんしん資金【物価高騰特例】

物価高騰や人件費上昇の影響により利益率が前年から5%以上減少した事業者を対象としており、これらの影響を強く受けた事業者を重点的に支援するもの

以下の6要件のうちいずれかに該当する者を対象としている。

物価高騰や人件費の上昇の影響を受け、

1 最近1か月の

① 売上高総利益率が

- ア 前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者
- イ 直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者

② 売上高営業利益率が

- ア 前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
- イ 直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

2 直近決算の

① 売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者

② 売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

1 - (3) - ② 経営あんしん資金【物価高騰特例】の融資条件

	経営あんしん資金【物価高騰特例】
資金使途	運転資金
融資限度額	8, 0 0 0 万円
融資期間	1 年超 1 0 年以内（据置 1 年以内）
融資利率	年 1. 2 %以内～年 1. 4 %以内
保証料	年 0. 4 5 %～ 1. 6 4 %以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は 0. 2 5 %又は 0. 4 5 %が上乗せとなる。
受付機関	中小企業者 商工会議所・商工会 中小企業組合 中小企業団体中央会

1－(3)－③ 経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】の取扱終了

経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】

令和7年3月31日融資実行分をもって、

取扱終了となります。

1 – (3) – ④ 経営あんしん資金の融資対象者要件の見直しについて

	令和7年度	令和6年度
対象者 要件	次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者	次のア～オのいずれかに該当する中小企業者
	ア 【売上等減少】最近3か月（原則として申込月の直近3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して減少している者。 イ 【売上等減少見込み】今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である者 ウ～オ （廃止）	ア【売上等減少】最近3か月（原則として申込月の直近3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している者。 イ【売上等減少見込み】今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である者。 ウ【売上等減少】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月（原則として申込月の直近1か月）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少している者。 エ【売上等減少見込み】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今後1か月（原則として申込月の翌月）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である者。 オ【創業後1年未満・事業拡大等】最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率を前年同月と比較することが困難であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率が最近3か月の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率と比較して減少している者。

本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 設備投資促進資金の見直しについて

(3) 経営あんしん資金の見直しについて

(4) 融資利率の変更について 

(5) その他の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1－(4) 令和7年度 埼玉県中小企業制度融資利率改定一覧

資金名	令和6年度下半期	令和7年度
事業資金（一般貸付）	1. 7%～1. 9%	1. 7%～1. 9%
事業資金（短期貸付）	【保証付き】 1. 1% 【保証無し】 1. 5%	【保証付き】 1. 25% 【保証無し】 1. 65%
小規模事業資金	1. 6%～1. 8%	1. 6%～1. 8%
小規模事業資金【経営革新企業特例適用の場合】	1. 5%～1. 7%	1. 5%～1. 7%
起業家育成資金	1. 2%～1. 4%	1. 2%～1. 4%
設備投資促進資金	1. 3%～1. 7%	1. 3%～1. 7%
設備投資促進資金【物価高騰特例】	—	1. 2%～1. 6%
産業創造資金（経営革新計画促進貸付）	1. 3%～1. 5%	1. 3%～1. 5%
産業創造資金（事業承継特別貸付）	1. 3%～1. 5%	1. 3%～1. 5%
産業創造資金（事業承継支援貸付）	1. 5%～1. 7%	1. 5%～1. 7%
産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）	1. 5%～1. 7%	1. 5%～1. 7%
産業創造資金（海外投資貸付）	1. 5%～1. 7%	1. 5%～1. 7%
産業創造資金（産業立地貸付）保証付き	1. 6%～1. 8%	1. 6%～1. 8%
産業創造資金（産業立地貸付）保証なし	1. 7%～1. 9%	1. 7%～1. 9%
経営安定資金（大臣指定等貸付）	1. 3%～1. 5%	1. 3%～1. 5%
経営安定資金（大臣指定等貸付）【特定業種関連】	1. 4%～1. 6%	1. 4%～1. 6%
経営安定資金（知事指定等貸付）	1. 4%～1. 6%	1. 4%～1. 6%
経営あんしん資金	1. 6%～1. 8%	1. 6%～1. 8%
経営あんしん資金【物価高騰特例】	—	1. 2%～1. 4%
企業パワーアップ資金	金融機関所定利率	金融機関所定利率
借換資金	金融機関所定利率	金融機関所定利率

本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 設備投資促進資金の見直しについて

(3) 経営あんしん資金の見直しについて

(4) 融資利率の変更について

(5) その他の変更について 

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等

3：その他連絡事項

1－（５）その他の変更について

企業パワーアップ資金の融資対象要件の拡充

	令和７年度	令和６年度
対象者要件	1 次の①～④のいずれかに該当すること。 ①彩の国中小企業支援ネットワーク に設置された経営サポート会議を経て経営改善に取り組もうとする者で、経営改善計画を策定したもの ②埼玉県中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構又は(株)整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した者 ③「二期連続経常赤字」又は「債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの ④「二期連続実質赤字」又は「実質債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの ⑤埼玉県制度融資に係る求償債務を有する者で、保証協会の求償権消滅保証を利用し事業再生を図ろうとする者（経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合を除く）	1 次の①～④のいずれかに該当すること。 ①彩の国中小企業支援ネットワーク に設置された経営サポート会議を経て経営改善に取り組もうとする者で、経営改善計画を策定したもの ②埼玉県中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構又は(株)整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した者 ③「二期連続経常赤字」又は「債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの ④「二期連続実質赤字」又は「実質債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの

本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 設備投資促進資金の見直しについて

(3) 経営あんしん資金の見直しについて

(4) 融資利率の変更について

(5) その他の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール等 

3：その他連絡事項

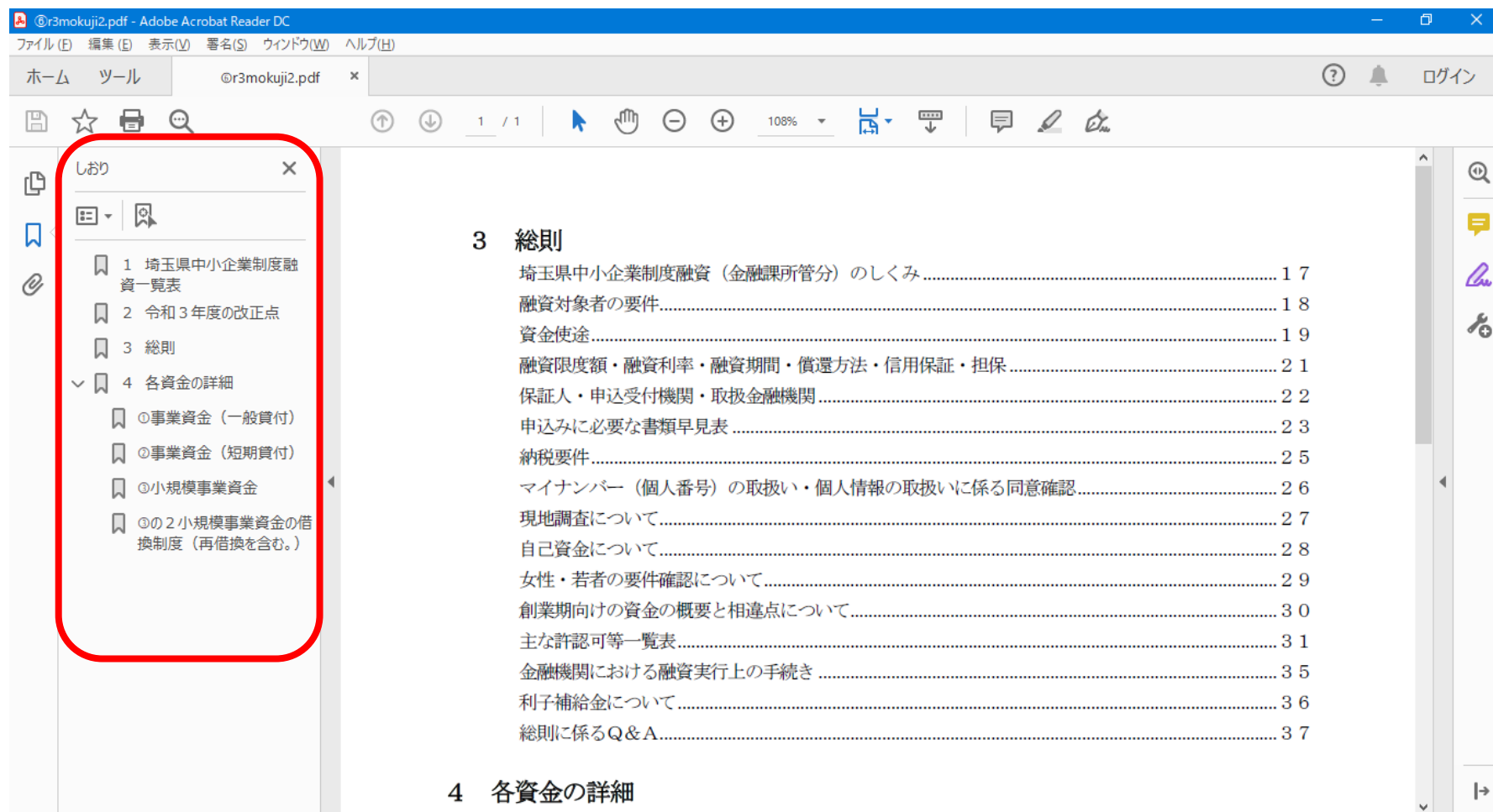
2－① 制度改正に伴う各種資料等の配布・掲載スケジュール

資 料 名	印刷物	ホームページ
令和7年度 埼玉県中小企業制度融資のご案内	3月末 発送予定	デジタル版 4月1日 掲載予定 * 1
埼玉県中小企業制度融資様式集(令和7年度)	制度融資の 手引に収録	
申込書(様式変更あり) ※複写式のもの	3月下旬 発送	
埼玉県中小企業制度融資の手引	5月中旬 発送予定 (商工団体のみ)	デジタル版 4月1日 掲載予定 * 2

* 1 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

* 2 関係機関向けページ

2-② ブックマーク（しおり）機能イメージ



3 総則

埼玉県中小企業制度融資（金融課所管分）のしくみ.....	17
融資対象者の要件.....	18

2－③ 一般向け（中小企業向け制度融資）ページについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

トップページ

くらし・環境

健康・福祉

しごと・産業

文化・教育

県政情報・統計

緊急情報



[トップページ](#) > [しごと・産業](#) > [産業](#) > [産業支援・経営支援](#) > 中小企業向け制度融資

LINEで送る

Tweet

印刷

ページ番号：4171 掲載日：2023年3月1日

産業支援・経営支援

- ▶ [女性の視点活用](#)
- ▶ 中小企業向け制度融資
- ▶ [海外ビジネス支援](#)
- ▶ [事業承継支援](#)
- ▶ [中小企業における事業継続計画（BCP）について](#)
- ▶ [小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」について](#)

アクセス方法

- ・埼玉県公式ホームページのトップページからリンクをたどる（上記参照）
- ・埼玉県公式ホームページトップページの「キーワードから探す」から「ページ番号で検索」を選択し「4171」と入力し検索
- ・任意の検索エンジン（google等）で「埼玉県制度融資」と入力して検索

中小企業向け制度融資

埼玉県では、中小企業の皆さまに事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、県内金融機関、埼玉県信用保証協会及び県内商工会議所・商工会などと協力した制度融資を行っています。

お知らせ

- ・令和5年3月1日 [埼玉県中小企業制度融資の金利改定について（PDF：133KB）](#) 掲載しました。 **New(新)**
- ・令和5年2月15日 [中小企業に対する金融の円滑化要請について](#) を掲載しました。 **New(新)**

2－④ 関係機関向けページについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

[トップページ](#)

[くらし・環境](#)

[健康・福祉](#)

[しごと・産業](#)

[文化・教育](#)

[県政情報・統計](#)

[緊急情報](#)

[トップページ](#) > [県政情報・統計](#) > [県概要](#) > [組織案内](#) > [産業労働部](#) > [金融課](#) > 関係機関向けページ【制度改正関係】

[LINEで送る](#)

[Tweet](#)

[印刷](#)

ページ番号：24285 掲載日：2023年3月1日

[金融課](#)

▶ [関係機関向けページ【制度改正関係】](#)

▶ [金融課所管の要綱一覧](#)

関係機関向けページ【制度改正関係】

関係機関の皆さまへ

掲載している内容は基本的に非公開情報ではありませんが、URLの周知については【関係者限り】としてください。

埼玉県中小企業制度融資の金利改定について New(新)

アクセス方法

・埼玉県公式ホームページトップページの「キーワードから探す」から「キーワードで検索」を選択し「関係機関向けページ」と入力して検索、または「ページ番号で検索」を選択し「24285」と入力し検索

2-⑤ 県ホームページトップページの検索欄について



本日の内容

1：令和7年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 設備投資促進資金の見直しについて

(3) 経営あんしん資金の見直しについて

(4) 融資利率の変更について

(5) その他の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール

3：その他連絡事項 

3－① 利子補給事務に係る注意点について

中小企業制度融資では、以下に該当する融資に対して利子補給を行いません。融資実行時や残高報告の際等に改めてご注意ください。

- (1) 制度融資要綱で定める条件に合致しない条件で実行された融資
- (2) 代位弁済請求中である融資又は債務者が期限の利益を喪失している融資
- (3) 知事が埼玉県中小企業経営安定対策要綱に基づいて指定している再生手続開始申立等企業に対する融資
- (4) 制度融資要綱に定める最長融資期間の最終日である融資又は最終日を経過した融資
- (5) その他知事が利子補給の対象とすることが適当でないと認めた融資

御静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課